

報告第 2 5 号

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度市川市一般会計歳入歳出決算等における健全化判断比率について別紙監査委員の意見を付け次のとおり報告する。

令和元年 9 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

健全化判断比率

区 分	平成 3 0 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	11.25 %	20 %
連結実質赤字比率	— %	16.25 %	30 %
実質公債費比率	1.3 %	25 %	35 %
将来負担比率	— %	350 %	

平成 3 0 年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「—%」となっているのは、本市の一般会計及び各公営事業会計が黒字であり、算定の基礎となる赤字額がないことによるものである。

また、平成 3 0 年度の将来負担比率が「—%」となっているのは、本市の一般会計の将来負担額に充当可能な財源額が、将来負担額を上回っていることによるものである。

報告第 26 号

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度市川市公営企業会計決算における資金不足比率について別紙監査委員の意見を付け次のとおり報告する。

令和元年 9 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

資金不足比率

区 分	平成 30 年度	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	— %	20 %
下 水 道 事 業 会 計	— %	

平成 30 年度の資金不足比率が「—%」となっているのは、本市の各公営企業会計が黒字であり、算定の基礎となる資金の不足額（赤字）がないことによるものである。